

# 入手先のこと

### 保護された動物を引き取るか？ 販売業者から購入するか？

どちらの方法にも、良い点と注意点があります。自分の生活環境やペットを飼う目的、これまでの経験や知識、技術等を考えて判断するようにしましょう。動物についての正しい知識を持ち、動物を適切に扱っているなど、信頼できるところから入手することが重要です。

### 選択肢1 譲渡 …自治体や動物保護団体などから引き取る

自治体の保健所や動物愛護センター等または民間の動物保護団体に保護された動物を引き取りましょう。

#### 良い点

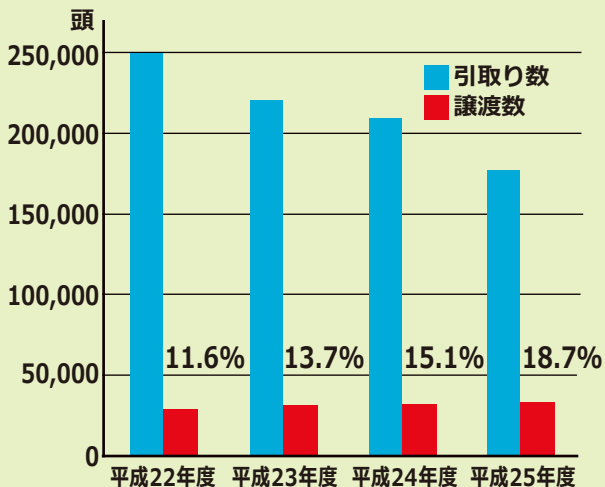
- ・動物の命を救い、新たな飼い主として、動物に安心して生活できる環境を提供できます。
- ・成犬や成猫の場合には、子犬や子猫と違い、動物の体格や性格がある程度わかります。
- ・譲渡希望者には、住居形態や家族構成、1日の在宅時間などの聞き取りが慎重に行われることで、その生活環境に見合った年齢や性格の動物を引き取ることが可能になります。
- ・トライアル期間（試しに飼ってみる期間）を設けている場合もあり、相性や性格の観察ができます。
- ・地域（地元）の自治体や動物保護団体の活動に協力できます。
- ・譲渡前の講習会や譲渡後のしつけ方教室等で、飼い方の相談や情報提供を受けられる場合があります。



#### 犬猫の引取り数と譲渡数

NOTE

全国の自治体にある保健所や動物愛護センター等に引き取られた犬猫の数は減少しています。一方、譲渡されている犬猫の数は横ばいです。



●平成25年度 環境省調べ  
数字(%)は各年度の引取り頭数に対する譲渡頭数の割合を示す。

#### 注意点

- ・動物の年齢や病歴、これまでの飼養環境などの細かい情報がない場合があります。
- ・保護されるに至った背景によっては、飼養に特別な理解と技術が必要な場合があります。
- ・種類や年齢、大きさなど、希望する動物に出会えない場合や、条件などにより譲渡してもらえない場合もあります。
- ・動物が譲渡されるまでの流れや、必要な書類、条件等は、自治体や動物保護団体でそれぞれ異なります。
- ・譲渡とはいえ、それまでの飼養費用やワクチン代等を請求される場合もあります。事前に確認しておきましょう。